

2026年6月1日

## 吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき開示事項)

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプール  
代表取締役 浦上 壮平

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプールブリッジ  
代表取締役 浦上 壮平

2026年6月1日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプール  
代表取締役 浦上壮平

東京都千代田区外神田一丁目18番13号  
株式会社エスプールブリッジ  
代表取締役 浦上壮平

株式会社エスプール（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エスプールブリッジ（以下「承継会社」といいます。）は、2026年4月14日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、分割会社のプロフェッショナル人材活用サービス事業に関する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に係る会社法第791第1項1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年6月1日

2. 分割会社における以下の手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年4月28日付の官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対する公告を行いました。会

社法第 789 条の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における以下の手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 28 日付の官報により、債権者に対して本件吸収分割についての公告を行いました。なお、承継会社において知られている債権者はいなかったため、各別の催告は行っておりません。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 6 月 1 日をもって、分割会社から本件吸収分割契約に定めるプロフェッショナル人材活用サービス事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件会社分割の効力発生日である 2026 年 6 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上